

東海市告示第52号

令和7年度東海市予防接種費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

東海市長 花 田 勝 重

令和7年度東海市予防接種費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、やむを得ない理由により東海市外にある医療機関等で予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による予防接種を受ける者及び医療行為による免疫不全を理由に任意で当該予防接種以外の予防接種（法第2条第2項に規定するA類疾病（同項第12号に掲げる疾病を除く。）に係るものに限る。）を受ける者に対し、補助金を交付することにより感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「定期の予防接種」とは、法第5条第1項の規定により市が実施主体となることが義務付けられている予防接種（高齢者用肺炎球菌予防接種及び带状疱疹予防接種を除く。）、東海市高齢者用肺炎球菌予防接種実施要綱（平成26年東海市告示第121号）及び東海市带状疱疹予防接種実施要綱（令和7年東海市告示第103号）に定めるところにより市が実施する予防接種をいう。

2 この要綱において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

(高齢者用肺炎球菌予防接種等以外の定期の予防接種に係る認定要件)

第3条 東海市内に住所を有する者が、市が予防接種業務を委託契約している指定医療機関等（以下「指定医療機関等」という。）で定期の予防接種（高齢者用肺炎球菌予防接種、インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルス感染症予防接種及び带状疱疹予防接種（以下「高齢者用肺炎球菌予防接種等」という。）を除く。）を受ける

ことが困難なため、東海市外にある医療機関等で法第5条第1項の規定による予防接種（高齢者用肺炎球菌予防接種等を除く。）を受ける場合において、補助金の交付申請をすることができる要件は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、第3号に掲げる場合にあっては、滞在先の自治体が当該予防接種に係る費用を負担する場合を除く。

(1) 特殊な疾患を有し、指定医療機関等での接種ができない場合

(2) 特殊な疾患を有し、市外医療機関等に通院している場合

(3) 次に掲げる場合で期間内に市内に戻ることができないとき

ア 本人又は母親の出産及び出産後の療養等に伴い、市外に滞在している場合

イ 市外にある医療機関等に入院している場合

ウ 市外にある施設等に入所し、入居し、又は入寮している場合

エ 本人又は両親の離婚調停、家族の暴力から逃れる必要がある等の理由により市外に滞在している場合

オ 親族の介護、保護者の心身の故障等により、市外に滞在している場合

(4) 本人又は母親の出産等において利用した医療機関（愛知県広域予防接種事業に参加していないものに限る。）で接種する場合

(5) その他市長が必要と認める場合

（高齢者用肺炎球菌予防接種等に係る認定要件）

第4条 東海市内に住所を有する者が、指定医療機関等で定期の予防接種（高齢者用肺炎球菌予防接種等に限る。）を受けることが困難なため、東海市外にある医療機関等で法第5条第1項の規定による予防接種（高齢者用肺炎球菌予防接種等に限る。）を受ける場合において、補助金の交付申請をすることができる要件は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる場合にあっては、滞在先の自治体が当該予防接種に係る費用を負担する場合を除く。

(1) 特殊な疾患を有し、市外にある医療機関等に通院している場合

(2) 市外にある医療機関等に入院している場合

(3) 市外にある介護老人保健施設等に入所している場合

(4) 自宅等で寝たきり等の介護状態にあり、市外にある医療機関等から往診を受けている場合

(5) 親族の介護により、市外に滞在している場合

(6) その他市長が必要と認める場合

(医療行為による免疫不全を理由に受ける予防接種に係る認定要件)

第5条 東海市内に住所を有する者が任意で法第5条第1項の規定による予防接種以外の予防接種（法第2条第2項に規定するA類疾病（同項第12号に掲げる疾病を除く。）に係るものに限る。）（以下「対象予防接種」という。）を受ける場合において、補助金の交付申請をすることができる要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 法第5条第1項の規定による予防接種（法第2条第2項に規定するA類疾病（同項第12号に掲げる疾病を除く。）に係るものに限る。）の接種後の医療行為による免疫不全を理由に当該予防接種の予防効果が期待できないと医師により認められていること。
- (2) 当該者が対象予防接種を受ける日において20歳未満（子宮頸がんに係るものを受ける者にあつては、29歳未満）であること。
- (3) 対象予防接種が医療行為前に受けた第1号に規定する予防接種に係る疾病と同一の疾病に係るものであること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定める額を限度として、接種に要した金額を補助する。

(認定申請)

第7条 第3条、第4条及び第5条に規定する認定要件に該当し、補助金の交付を受けようとする者は、接種前に東海市予防接種費補助対象者認定申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 接種記録が確認できる母子健康手帳の写しその他の書類
- (2) 対象予防接種を受ける場合にあつては、医師の診断書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により未成年者の接種について申請する場合には、当該未成年者の保護者が行うものとする。

(委任)

第8条 第3条第3号イ若しくはウ又は第4条第2号若しくは第3号に掲げる認定要件に該当し、補助金の交付を受けようとする本人は、委任状により東海市予防接種

費補助対象者認定申請、補助金交付申請及び補助金受領に関する権限を委任することができるものとする。

（認定申請に対する審査及び通知）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を申請する資格がある者（以下「補助対象者」という。）として認定し、東海市予防接種費補助対象者認定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、適当と認めるときは、接種を実施する医療機関等に対し、予防接種実施依頼書により依頼するものとする。

3 第1項の審査の結果、適当と認められないときは、東海市予防接種費補助対象者認定却下通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第10条 前条第1項の規定により補助対象者として認定を受けた者は、被接種対象者が接種を受けた後、東海市予防接種費補助金交付申請書兼請求書（以下「申請書等」という。）に予防接種予診票及び接種に要した金額を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、令和8年3月31日までに提出しなければならない。

3 補助対象者として認定を受けた日が前年度であっても、この要綱による補助を受けることができるものとする。

（補助金の交付決定及び支払）

第11条 市長は、申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、東海市予防接種費補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、交付すべき補助金の額を支払うものとする。

3 第1項の審査の結果、適当と認められないときは、東海市予防接種費補助金交付却下通知書により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は不正の行為があったとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第6条関係）

1 2以外の予防接種

予防接種の種類		補助限度額（1回あたり）	
		6歳未満	6歳以上
五種混合		21,250円	20,350円
四種混合		12,370円	11,470円
三種混合		6,770円	5,870円
二種混合			5,640円
日本脳炎		8,690円	7,790円
不活化ポリオ		11,110円	10,210円
B型肝炎		7,550円	6,650円
麻しん風しん		11,820円	10,920円
麻しん		8,220円	7,320円
風しん		8,220円	7,320円
BCG		12,260円	
小児用肺炎球菌		13,030円	
ヒブ		10,550円	9,650円
子宮頸がん	サーバリックス ガーダシル		17,410円
	シルガード9		28,410円
水痘		10,060円	9,160円
ロタウイルス	ロタリックス	15,780円	
	ロタテック	10,750円	

備考 この表の年齢区分は、接種日当日の年齢によるものとする。

2 高齢者用肺炎球菌予防接種等

予防接種の種類	補助対象者	補助限度額（1回あたり）
高齢者用肺炎球菌	被生活保護世帯に属する者	9,420円
	上記以外の者	8,320円
インフルエンザ	被生活保護世帯に属する者	5,370円
	上記以外の者	4,270円

新型コロナウイルス感染症		被生活保護世帯に属する者	1 5, 6 1 0 円
		上記以外の者	1 4, 5 1 0 円
带状疱疹	生ワクチン	被生活保護世帯に属する者	8, 4 6 0 円
		上記以外の者	5, 4 6 0 円
	不活化ワクチン	被生活保護世帯に属する者	2 3, 6 4 0 円
		上記以外の者	1 5, 6 4 0 円